

## いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドライン

令和6年9月20日

那覇市教育委員会

## 目 次

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | はじめに-----            | 2 |
| 2 | 調査結果の公表-----         | 2 |
|   | (1) 公表の意義・目的-----    | 2 |
|   | (2) 公表することによる影響----- | 2 |
|   | (3) 公表の在り方-----      | 3 |
| 3 | 公表の判断-----           | 4 |
|   | (1) 公表しない事案-----     | 4 |
| 4 | 調査結果の公表について-----     | 4 |
|   | (1) 公表方法-----        | 4 |
|   | (2) 公表の手順-----       | 5 |
|   | 〈概要版の例〉-----         | 6 |

## 1 はじめに

このガイドラインは、那覇市教育委員会（以下「教育委員会」という）が市立小中学校において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に定める重大事態が発生し、那覇市いじめ防止基本方針（令和3年10月改定）第4章「重大事態への対処」に基づき、那覇市いじめ問題専門委員会で組織する調査委員会（以下「調査委員会」という。）が調査を行った場合において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省）」（以下「文科省ガイドライン」という。）を踏まえて、当該調査結果を公表するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 調査結果の公表

調査結果の公表については、その内容及び方法について、法令等により厳格に定められているものではなく、文科省ガイドラインにおいて、「公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。」としている。

公表についての意義・目的、影響及び公表の在り方については以下の通りと考える。

### （1）意義・目的

ア 当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機とする。

イ 市全体で再発防止を含むいじめ防止対策や児童生徒の健全育成活動を促進する。

ウ 学校及び教育委員会が当事者として厳しく事実に向き合い、いじめ防止対策や教育活動を見直した上で、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ防止体制を構築し、教育活動・教育行政の推進を図る。

エ 市民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が各々の役割を再認識し、かつ、協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげる。

オ 第三者機関である調査委員会の公正性・中立性を担保し、調査結果の信頼性を保つ。

### （2）影響

ア 調査への重大な影響

調査結果の全てを公表することとした場合、当該事案の事実関係を解明するため

に聴き取り等をする児童生徒、保護者及び教職員等（以下「調査対象者」という。）に以下のような事態が懸念され、調査に重大な影響が生じることが考えられる。

（ア）調査対象者において供述者が自己であることの発覚を懸念して、事情聴取等への真摯な回答を得られなくなることや、非協力的・消極的な態度をとられてしまうなど、真実の把握が難しくなる。

（イ）各関係機関（児童相談所、警察、相談機関、医療機関及び他の教育機関等）において関係当事者との関係性や自らの事業執行への影響を懸念し、十分な回答が得られなくなる。

#### イ 公表による関係当事者への影響

いじめは社会的に関心の高い問題であり、特に重大な結果が生じた事案については、マスコミによる報道がなされたり、時には事実に基づかない根拠のない噂がインターネットやSNS上で拡散されたりすることが想定され、公表することにより、以下のような関係当事者への影響が懸念される。

（ア）同じ学校の保護者や地域住民等などの、学校情報や生活情報が共有され得る特定の範囲においては、公表事実が閲覧されることで、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる。

（イ）詳細な人間関係や言動の様子、争いや対立の実情が明確になることによって、関係当事者と周囲の児童生徒やその保護者等との関係に影響が出て、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童生徒の成長が阻害される。

（ウ）いじめの要因に被害児童生徒及び関係児童生徒の病気や特性、家庭内の人間関係や経済的事情等が密接に絡んでおり、調査報告書にも記載されている場合、プライバシーに関わる内容が晒されかねない。

（エ）インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重大な人権侵害と関係児童生徒の成長を阻害する状況が生じかねない。

### （３）公表の在り方

（１）のとおり、再発防止等の観点からは、調査結果を公表することに極めて有益な意義・目的がある。一方で、調査結果は、児童生徒の人間関係から生じたいじめ事案に関するものである。そこには、市民である児童生徒の人間関係や好悪の感情、児童生徒の発達状況や行動傾向、深刻な心身への被害とその心情など、個人生活や人格にかかわる情報があふれており、保護者の情報も併せて、極めて重要な個人情報と将来の生活や成長に係る情報が含まれている。このような調査結果の内容を公表すること

の弊害が極めて大きいことも、看過されてはならない。

また、(2)にもあるとおり、情報を公表しすぎることによる弊害は、児童生徒の成長を阻害する危険性を有している。公表に当たっては、学校現場及び教育行政の透明性を担保して同種事案の再発防止を図るという公表の意義と公表することの弊害のバランスをとって、これらを極力損なわないようにする必要がある。その弊害を上回る公益が確保・促進されるという条件下において行われるべきである。

したがって、公表は、調査への影響が重大なものとならないようにするとともに、関係当事者に不利益が及ばないよう配慮を尽くした上で行う必要があり、関係する全ての児童生徒の人格を傷つけたり、その健やかな成長を阻害したりしないような範囲・方法で行われなければならない。

### 3 公表の判断

原則として、いじめの重大事態の調査結果については、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や那覇市情報公開条例の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表するものとする。公表の意義・目的、事案の内容・重大性及び公表した場合の弊害を総合的に考慮し、例外的に公表すべきでないと判断する場合もありうる。その判断の指針は以下のとおりとする。

#### (1) 公表しない事案

ア「重大事態の疑い」があるとして調査をしたが、その事実が認められなかったものの。

イ いじめの背景が、当事者間の認識のすれ違いなど、学校内の指導・支援で解決可能なものの。

ウ 調査過程で明らかになったいじめの要因に、配慮を要すべき極めて重要な個人情報が含まれるもの。

エ 不登校につながっているいじめ事案において、不登校の背景としていじめ以外の主な要因があると認められたもの。

オ 被害児童生徒及び保護者のどちらか一方でも公表を望まない場合

### 4 調査結果の公表について

#### (1) 公表方法

公表については、再発防止のため、市民・社会の適切な議論を期待するという公表の意義・目的に合致した概要版を作成して公表する。上記公表の在り方に鑑み、教育

委員会が公表の目的に合わせて概要版を作成し、同概要版を調査委員会に諮問した上で、期間を6カ月とし、速やかに本市のホームページにて公開する。ただし、期間中に被害児童生徒及びその保護者に意向の変化が生じた場合、公表の継続が困難な事情が生じた場合等は公表を中止する。また、非公表と判断した場合は、原則として公表の再検討は行わない。

## (2) 公表の手順

公表に至るまでの具体的な手順は以下のとおりとする。

### ア 調査開始時

被害児童生徒及び保護者に対し、本ガイドラインを示し、教育委員会の公表に関する方針を説明する。

### イ 公表する場合の関係者の意向確認

#### (ア) 被害児童生徒及びその保護者への確認

被害児童生徒及びその保護者の意向を踏まえて、公表の内容を精査し範囲を限定するが、被害児童生徒及びその保護者が公開を希望しない場合には公表しない。保護者の意向だけでなく、被害児童生徒の意向を確認する。なお、どちらかが公表を望まない場合には、原則として非公表とする旨をあらかじめ伝える。

#### (イ) 加害児童生徒及びその保護者への確認

いじめの具体的内容については、加害児童生徒の情報という側面もあるが、公表に際し、加害児童生徒及びその保護者の同意を得ることは行わない。ただし、公表する内容については、個人が特定されないように適切な配慮を行う。

#### (ウ) 意向確認のための期間

調査委員会から関係当事者への調査報告書による報告が行われた後、概ね2週間以内に被害児童生徒及びその保護者の意向を確認する。

### ウ 概要版の作成及び諮問

調査報告書内に特定の個人に関する情報が掲載されている場合、個人情報保護法や那覇市情報公開条例に照らし、公表の範囲を判断した上で、概要版を作成する。概要版については、一般の方のみならず学校関係者等であっても、個人識別ができないように作成する。公表による弊害を最小化するとともに、再発防止という公表の目的を踏まえて、公表する内容を精査して作成した概要版を調査委員会に諮問する。

### エ 公表

公表は、調査委員会による答申の内容を尊重し、概要版により行うこととする。

〈概要版の例〉

年 月 日  
那覇市教育委員会

## 調査報告書【概要版】

※本報告書は、○年○月○日に(調査主体)から提出のあった報告書を基に、本市の「いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドライン」に従って、那覇市いじめ問題専門委員会の確認のもと、公表のための概要版として作成したものである。

### 1 事案の概要について

※いじめ事案の概要を記載する。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

### 3 事案の事実経過から認定しうる事実について

※当該事案の事実経過から認定しうる事実を記載する。

### 4 学校等の対応について

※調査報告書の学校等の対応に係る報告内容の概要を記載する。

### 5 今後の再発防止について

※調査報告書の再発防止に関する内容の概要を記載する。